

特別定額給付金の申請はお済みですか？

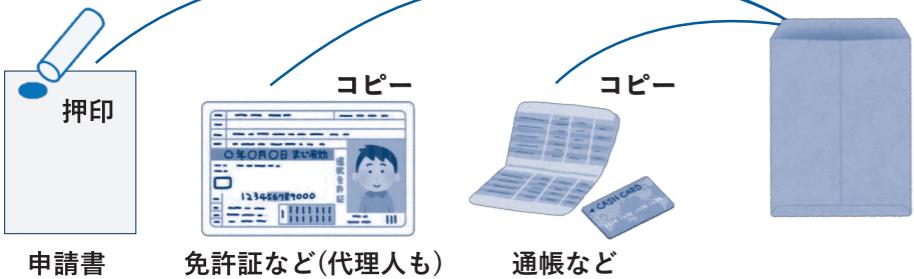
4月27日時点で市に住民登録されている方へ、一律10万円を給付する特別定額給付金の申請を受け付けています。申請期限を過ぎると給付金が受け取れないで、期限までに忘れずに申請してください。

【福祉政策課特別定額給付金担当】

申請期限
8月26日(水)

期限を過ぎたら
受け取れません

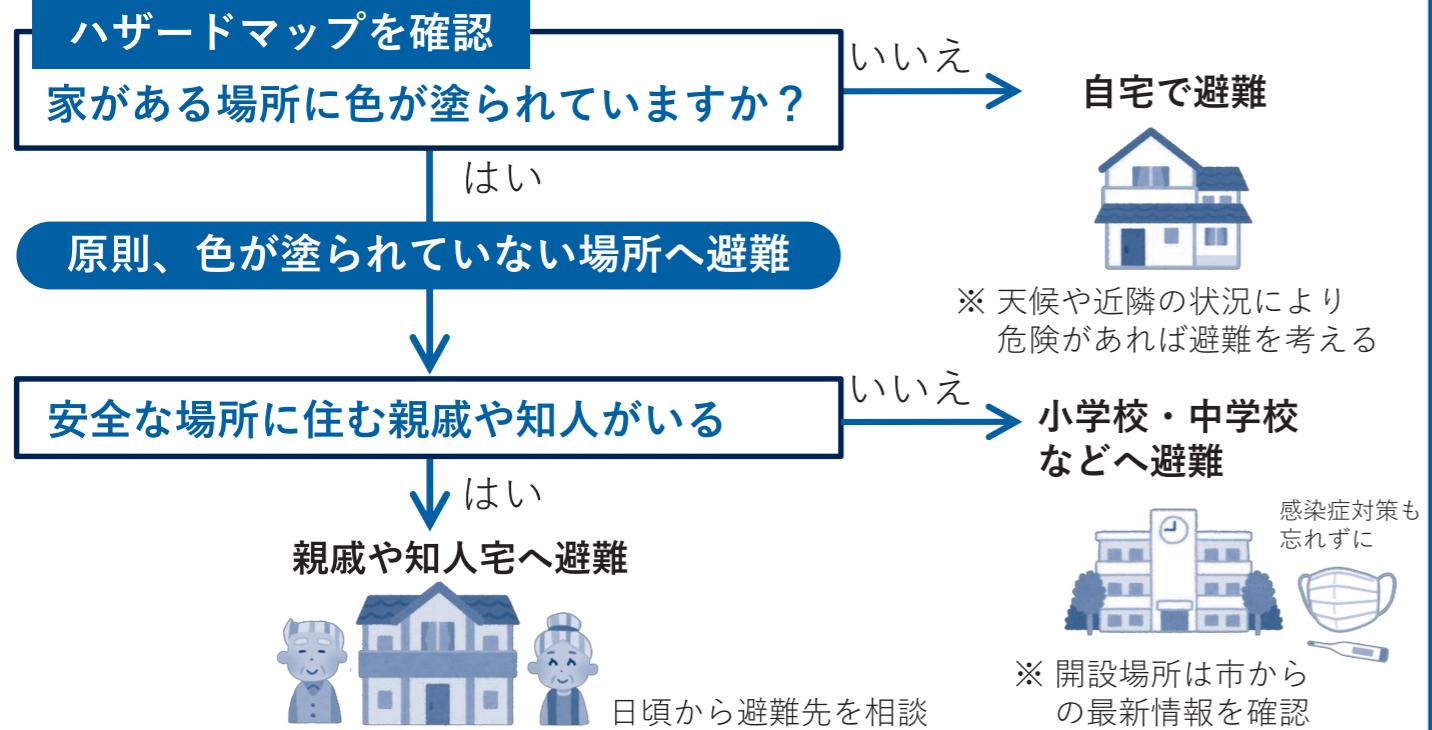
申請のポイントは3点



あなたがとるべき避難行動

梅雨から秋にかけて台風や大雨が多く発生するため、避難の際は新型コロナウイルス感染症に配慮して分散避難を心掛ける必要があります。多くの人が集まる避難所より、親戚・知人宅などへ避難する方が安心です。

【防災対策課防災担当】



かけがえのない日常を失わないために

新型コロナウイルス感染症の拡大防止へ長期的に取り組む必要があるため、厚生労働省から「新しい生活様式」の実践例が示されました。家族や大切な人を守るためにも、一人一人が実践し、日常生活に積極的に取り入れましょう。

感染予防のはじめかた

①身体的距離の確保



2
メートル
以上

②マスクの着用



熱中症に注意

③手洗い



30
秒ごしごし

暮らしに新発想

買い物は少人数で短時間



どんなときも
おもいやりを
忘れずに

食事はテークアウトや出前も活用



遊びは空いて
いる時間と場
所を選んで



移動は徒歩や
自転車も使って



保存版

これさえ見ればすぐ分かる！新型コロナに関連して困ったときの問い合わせ先一覧を作成しました。各家庭で保管し、必要に応じて活用してください。

生活

なに

| |
|-----------------|
| 特別定額給付金 |
| 住居確保給付金 |
| 緊急小口資金 |
| 総合支援資金 |
| 国民健康保険の傷病手当金の支給 |

誰

| |
|-------------------------------------|
| 市民の方へ(2020年4月27日時点で) |
| 休業等による収入減少で住居を失いそうな方へ |
| 休業され生活資金が不安な方へ |
| 失業され生活資金が不安な方へ |
| 国民健康保険に加入していて、感染もしくは感染の疑いで無給や減給した方へ |

どんな

| |
|----------------|
| 一律10万円を支給 |
| 家賃相当額を支給(上限あり) |
| 最大20万円を貸し付け |
| 傷病手当金を支給 |

どこに

| |
|----------------|
| 福祉政策課特別定額給付金担当 |
| 生活支援課生活自立相談窓口 |
| 茅ヶ崎市社会福祉協議会 |
| ☎(85)9650 |

税金・料金

| |
|---------------|
| 市税の納付猶予 |
| 県税の納付猶予 |
| 国税の納付猶予 |
| 国民健康保険料の減免 |
| 後期高齢者医療保険料の減免 |
| 介護保険料の減免 |
| 国民年金保険料 |
| 上下水道料金の支払い猶予 |
| 市営住宅の一時的な提供 |

| |
|---|
| 休業等による収入減少で 納税が難しい方へ |
| 主たる生計維持者が感染もしくは収入が減少 したこと等により支払いが難しい方へ |
| 支払いが難しい方へ(本人・配偶者等の所得要件あり) |
| 支払いが難しい方へ |
| 失業等で住居の退去を余儀なくされた方へ |

| |
|---------------------|
| 納期限から最大1年間の 徴収猶予 |
| 保険料の減額や免除 |
| 最長4か月の支払い猶予 |
| 市営住宅を6か月貸し出し(使用料あり) |

| |
|----------------------|
| 収納課納税担当 |
| 藤沢県税事務所☎0466(26)2111 |
| 国税局猶予相談センター |
| ☎0120(948)271 |
| 保険年金課保険料担当 |
| 保険年金課後期高齢者医療保険担当 |
| 高齢福祉介護課保険料担当 |
| 藤沢年金事務所☎0466(50)1151 |
| 茅ヶ崎水道営業所☎(52)6151 |
| 建築課市営住宅担当 |

子育て

| |
|----------------|
| 子育て世帯への臨時特別給付金 |
| ひとり親家庭等支援特別給付金 |
| ひとり親世帯臨時特別給付金 |

| |
|-----------------------|
| 児童手当を受給する世帯の方へ |
| 児童扶養手当を受給する世帯の方へ (市) |
| 児童扶養手当等を受給する世帯の方へ (国) |

| |
|-------------------|
| 児童1人あたり1万円 |
| 1世帯あたり5万円 |
| 1世帯あたり5万円(追加支給あり) |

| |
|--------------|
| 子育て支援課手当給付担当 |
|--------------|

※ 支援の対象には、条件がある場合がありますので問い合わせ先へご確認ください

その他相談窓口

| | | |
|------------|-------------------|---------------------------|
| みんなの人権110番 | 不当な差別など人権問題にお悩みの方 | ☎0570(003)110 |
| 消費生活センター | 給付金詐欺悪徳商法でお悩みの方 | ☎(82)1111 |
| 家庭児童相談室 | 子育てに関するお悩みのある方 | ☎(82)1151 |
| DV相談+(プラス) | DVにお悩みの方 | 24時間受け付け ☎0120(279)889 |

少なくとも次のいずれかに当たるときは
すぐに相談してください

**息苦しさ、強いだるさ、高熱など
強い症状のいずれかがある**

重症化しやすい方
(高齢者、基礎疾患がある方など) で、
発熱や咳などの比較的軽い**風邪の症状**がある

上記以外で、発熱や咳など比較的軽い
風邪の症状が続く

帰国者・接触者 相談センター

☎(55)5395
FAX(82)0501

(9時～21時。土・日曜日、祝日も実施)